

平成29年度第5回長洲町農業委員会定例会会議録

1. 招集年月日 平成29年8月10日(木)午前10時00分

2. 招集の場所 長洲町役場 3階(中会議室)

3. 開 会 平成29年8月10日午前10時00分

4. 出席委員は次のとおりである。

会長 濱北 圭右	1番 池本 重徳	3番 坂上 康男
4番 宮野 秀一	5番 上野 峰廣	6番 濱村 隆喜
7番 城戸 政治	8番 池上 俊一	9番 長谷川 泉
10番 濱口 剛	11番 土山 秋吉	12番 徳山 正博
13番 馬場 廣幸	14番 増岡美知子	15番 濱崎 伸二
16番 松野 智子		

5. 欠席委員は次のとおりである。

なし

6. 本定例会に職務のため出席した者は次のとおりである。

農業委員会事務局 局長 中島 良治

農業委員会事務局 書記 木原 弘智

7. 提 出 議 題

報告第10号 許可不要転用届について

報告第11号 農地法第3条の3第1項の規定による農地の移動の届出について

報告第12号 農地法第18条第6項の規定による合意解約届について

議案第24号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議案第25号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議案第26号 農用地利用集積計画(案)の決定について

その他

事務局

それでは皆様、御起立願います。礼。着席。

ただいまから、平成29年度第5回長洲町農業委員会定例会を開会いたします。
初めに、濱北会長から御挨拶をお願いいたします。

濱北会長

おはようございます。一言挨拶をしたいと思います。

皆様も御存じですが、8月、9月は台風の発生月とも言われておりますが、先週も台風5号が変な動きをして、のろのろで、日本を大概騒がせまして、観測史上3番目の長寿台風と言われておるそうです。何か18日もかかって日本を縦断しとつとですね。そして、最後には温帯低気圧に変わりましたが、大変お騒がせ台風でございました。よその地区はいろいろと雨やら突風やらで被害を受けましたが、熊本県の北部のほうはほとんど被害もなく、無事に通り過ぎていったような感じでございます。台風といいますと、今からがほんとうに台風が来る時期になりますので、皆様も用心をしていただきたいと思います。

それから、皆さんにお願いをしておりました農地調査、一番暑いときをお願いをしまして、無事済まされたらうなと思っております。まことにありがとうございました。お礼を申し上げます。

それから、今、テレビで、夜中ですが、世界陸上がっております。夜中にテレビがあると、なかなか眠らんとですね。私もそうですが、寝不足がこのごろ続いております。もう寝んな、もう寝んなと思うと、また予告で400メートルの決勝だ何だと言うと、もう眠られんごとなる。寝不足が続いております。皆さんもどうか寝不足には注意をしていただきたいと思います。また、この前も言いましたが、熱中症にも注意をしていただきたいと思います。

今から、委員会を始めます。よろしく願います。

事務局

それでは、本日、欠席をされている委員はいらっしゃいませんので、全員出席をされております。総会が成立することの御報告をいたします。

それでは、長洲町農業委員会会議規則第4条の規定に基づき、会長は会議の議長となりますので、以降の議事進行については会長をお願いいたします。

濱北会長

それでは、早速議事に入ります。

本日の提出議案は、報告第10号「許可不要転用届について」、報告第11号「農地法第3条の3第1項の規定による農地の移動の届出について」、報告第12号「農地法第18条第6項の規定による合意解約届について」、議案第24号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」、議案第25号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」、議案第26号「農用地利用集積計画(案)の決定について」を議題といたします。

まず、長洲町農業委員会会議規則第13条第2項の規定に基づき、本日の議事録署名委員は、8番池上委員、9番長谷川委員をお願いをいたします。よろしく願います。

それでは、議事を進めてまいります。1ページです。

報告第10号「許可不要転用届について」を議題といたします。事務局より説明を求めます。

事務局

それでは、報告第10号、許可不要転用届がありましたので、次のとおり御報

告をさせていただきます。

受付番号の1番でございます。申請人は長洲町です。

許可不要物件の表示でございますが、4筆ございます。一つ目が大字高浜字岩原888番の2、15.5㎡でございます。次が、大字清源寺字岩屈1966番の2、657㎡でございます。三つ目が、大字高浜字岩原895番の2、64㎡でございます。四つ目が、大字腹赤字浦礮349番の2、329㎡でございます。

地目につきましては、4筆とも台帳・現況ともに田でございます。

申請理由といたしましては、農地法第5条第1項第7号及び農地法施行規則第53条第5項の規定に基づき農地の権利を取得するためでございます。

なお、4筆とも町が道路用地として取得するもので、申請地につきましては、次のページ以降に字図を載せております。こちらをごらんください。

2ページ目と4ページ目が、駅前の浦川水路東側から建浜の農村公園、駅前に向かう道となります。3ページと5ページが、平原から向野の踏切に向かう道となっております。

以上で、受付番号1番の説明を終わります。

濱北会長

ありがとうございました。ただいま、事務局より説明がありました。この件について、何か質問等はございませんか。

ありません の声有

濱北会長

なければ、報告第10号は終わります。

次に進みます。6ページです。

報告第11号「農地法第3条の3第1項の規定による農地の移動の届出について」を議題といたします。事務局より説明を求めます。

事務局

報告第11号でございます。農地法第3条の3第1項の規定による農地の移動の届出がありましたので、次のとおり報告いたします。

受付番号の3番でございます。

申請人は荒尾市の方で、届け出物件の所在でございますが、3筆あります。一つ目が、大字宮野字道堂2018番、817㎡でございます。二つ目が、大字長洲字大藤194番、1,246㎡でございます。三つ目が、同じく大字長洲字大藤、89番、3,345㎡でございます。

地目につきましては、3筆とも台帳及び現況ともに田となっております。

取得した権利につきましては、相続により平成28年11月10日に所有権の取得となっており、農業委員会によるあっせん等の希望はございません。

以上で、簡単ではございますが、受付番号3番の説明を終わります。

濱北会長

ありがとうございました。ただいま、事務局より説明がありました。この件について何か御意見等はございませんか。

どうぞ。

池本委員

申請人、この人は農業をやっておられるのか、ただ相続だけで全く関係ないのであるか。であれば、あとの農地はどういったような感じになっているのか。

事務局

農業はしてません。ただ、現在、もう既に貸しておられます。

池本委員

そやけん、農業やってないんでしょう。だから、名前は要らんけど、どこの

人に貸して管理してもらっていますかということ。
 事務局 長洲の分については、荒尾の方と聞いています。
 池本委員 長洲の分について……。
 事務局 長洲の字大藤の分の2筆の分。
 池本委員 それは、荒尾の人なんですか。
 事務局 宮野については、長洲の人に既に貸してありますという話を聞いています。
 池本委員 契約とか結んであるんですかね。利用権は。
 事務局 利用権が、たしか広がったほうはあったと思います。広い分のほうについては、宮野のほうについても、結んではあります。
 池本委員 はい。
 事務局 どちらにしても、一応あっせん希望なしというのは、今、既存で貸してられていて、その方のことも既に面識があるということで、今後もお願いして作ってもらっていくという形は伺っています。
 濱北会長 ほかにありませんか。
 池本委員 ありません の声有
 濱北会長... ほかになければ、次に進んでよろしゅうございますか。
 池本委員 異議なし の声有
 濱北会長 ありがとうございます。
 事務局 次に進みます。7ページです。
 事務局 報告第12号「農地法第18条第6項の規定による合意解約届について」を議題といたします。事務局より説明を求めます。
 事務局 報告第12号でございます。農地法第18条第6項の規定による合意解約届について、次のとおり御報告いたします。
 事務局 受付番号の4番でございます。
 事務局 賃貸人が上沖洲区の方。賃借人が腹赤区の方でございます。
 事務局 申請物件につきましては、大字清源寺字東牟田2906番の分が1,019㎡、同じく2907番が2,032㎡の二つでございます。
 事務局 地目につきましては、台帳・現況ともに田となっております。
 事務局 申請理由につきましては、合意解約、契約内容の変更のためとなっております。
 事務局 合意解約成立日は平成29年7月25日となっております。
 事務局 以上で、受付番号4番の説明を終わります。
 濱北会長... ありがとうございます。ただいま、事務局より説明がありました。この件について、何か質問等はございませんか。
 事務局 どうぞ。
 坂上委員 合意解約って、何ば合意したっちゃうか。
 事務局 解約についての合意です。
 坂上委員 何を解約せなんと。
 事務局 単純にこの契約内容変更というのが、今、横に期間借地という形で備考に書いておりますけども、期間借地なので通年作じゃないというような形で、既存の契約が結んである形になります。また、議題の一番最後のほうの利用集積計

画のところにも出てまいりますけれども、今度そちらについては通年の契約を希望されているというところになります。なので、その契約内容の変更に伴いまして、一旦既存の契約、期間借地を解除されて、通年に持っていかれるという形になります。

濱北会長

ほかにありませんか。

ありません の声有

濱北会長

なければ、報告第12号は終わります。

次に進みます。8ページです。

議案第24号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局より説明を求めます。

事務局

議案第24号でございます。農地法第3条第1項の規定による許可申請について、次のとおり提出をいたします。

受付番号の2番でございます。

申請人でございますけれども、譲受人が腹赤区の方、譲渡人も腹赤区の方となっております。

申請地の所在でございますけれども、大字腹赤字小辻848番の2でございます。地目・現況ともに畑、地積は666㎡となっております。

申請理由は、売買による所有権移転となっております。

全部効率利用要件につきましては、譲受人は農作業歴15年以上であり、経営面積16万8,916㎡。家族3人及び臨時雇用でお二人、農作業に従事されております。水稻、小麦の作付を行っており、申請地については野菜の作付を行うということで、今後も全ての農地を利用するというところでございました。

機械の所有の状況ですけれども、トラクターを4台、田植機1台、コンバイン1台、ブームスプレーヤ1台を所有並びにリースにより作業されるということでもございました。

通作距離につきましては、自宅のすぐ横、隣となっております。

地域との調和要件につきましては、地区の農家との話し合い等の活動とかに参加していくということでございました。

周囲の営農状況でございますけれども、周囲が住宅のため、野菜の作付については、周りに迷惑がかからないよう耕作をするということです。

取得後の下限面積要件につきましても、取得後は、先ほど言いましたように16万9,000を超えておりますので、下限面積5,000㎡を超えていることから、問題ないというふうに考えられます。

以上で、受付番号2番の説明を終わります。

濱北会長

ありがとうございました。ただいま、事務局の説明が終わりました。補足説明を地区担当委員の1番池本委員にお願いをいたします。

池本委員

補足説明します。10ページ、11ページにありますけれども、場所は腹赤小学校から腹栄中学校に行く道路の腹赤公民館のすぐ道路の西です。図面では、譲受人は専業農家でございます。周囲は全て宅地で、何らほかに迷惑かけることはありません。

濱北会長 よろしく御審議をお願いします。

濱北会長 ありがとうございます。ただいま、事務局と地区担当委員より説明がありました。この件について、何か質疑、質問等はございませんか。

馬場委員 どうぞ。

池本委員 農道はあるとですかね。これは自宅からどう……。

事務局 道路はないけども、宅地とつながってるわけです。

池本委員 家の境界とコンクリのただ塀が、ブロック積みがあるぐらいです。

濱北会長 今はブロック塀があるけどですね、こっこの11ページのほうで見ればわかるように、申請地の指のところから約8メートルぐらい隣接しとります。

濱北会長 ほかにありませんか。

濱北会長 ありません の声有

濱北会長 ほかになければ、賛成の挙手をいいでしょうか。

濱北会長 賛成者挙手

濱北会長 全員賛成で、受付番号2番について、原案どおり決定をいたします。

事務局 次に進みます。12ページです。

事務局 議案第25号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局より説明を求めます。

事務局 議案第25号でございます。農地法第5条第1項による許可申請について、次のとおり提出をいたします。

事務局 受付番号の7番でございます。

事務局 申請人でございますけれども、譲受人は町内の法人でございます。譲渡人は折地区在住の方でございます。

事務局 申請地の所在でございますけれども、大字折崎字秋丸1499番の3になります。地目・現況ともに田、地積は567㎡になります。

事務局 申請理由は、建売住宅の2棟の建設になっており、施設面積は115.92㎡になります。

事務局 申請地の農地区分でございますけれども、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地区域内にある農地であるため、第1種農地として判断をしております。

事務局 資力及び信用力につきましては、融資機関の残高証明書が事業費を超えているため、適当というふうに判断をしております。

事務局 申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性につきましては、事業計画書、土地利用計画図等が添付されており、第1期、一つ目が平成29年9月15日に着工、二つ目が平成30年4月15日に着工ということで、適当というふうに判断をしております。

事務局 計画面積の妥当性につきましては、建売住宅2棟115.92㎡の建設であり、個人住宅の基準面積を下回っているため、適当というふうに判断をしております。

事務局 転用行為の妨げとなる権利を有する方はおられません。

事務局 周辺農地に係る営農条件の有無につきましては、申請地の駐車場部分の土地は切り下げ工事を行うということで、土砂が申請地以外に流れないように、現

場のほうで清掃員の配置をするということでした。

また、建物は土地境界から十分離れ建設するということで、日照・通風・耕作に被害を与えることはないということでした。

その他、生活雑排水及び汚水につきましては公共下水道へ、雨水につきましては道路側溝へ放流するということでした。

以上で、受付番号7番の説明を終わります。

濱北会長

ありがとうございました。ただいま、事務局の説明がありました。ここで補足説明を地区担当委員の3番坂上委員にお願いいたします。

坂上委員

3番の坂上です。14ページを開いてください。小さく折地の天満宮が描かれていますけど、その南側になります。道路に点線がありますけど、ここにU字溝の排水と上下水道が通っていて、何ら建てても問題はないと思います。今は草が植わっている状況です。

以上です。

濱北会長

ありがとうございました。ただいま、事務局の説明と地区担当委員の補足説明がございました。この件について、何か質疑等はございませんか。

濱北会長

どうぞ。

徳山委員

道路とのあれはただの土手ですね。

事務局

はい、土手です。

濱北会長

ほかにありませんか。

ありません の声有

濱北会長

ほかになければ、賛成の方は挙手をお願いいたします。

賛成者挙手

濱北会長

全員賛成ですので、受付番号7番は原案どおり許可相当として県知事に意見を送付いたします。

次に進みます。受付番号8番です。

事務局

受付番号の8番でございます。

申請人でございますけれども、譲受人が荒尾市在住の方、譲渡人が駅通区の方でございます。

申請地の所在でございますけれども、大字梅田字山居屋敷466番の7でございます。

地目・現況ともに畑、地積は324㎡になっております。

申請理由といたしましては、個人住宅の建設で、延床面積113.09㎡になっております。

申請地の農地区分でございますけれども、こちらのほうは都市計画法に定められている用途地域でございますので、第3種農地として判断をしております。

資力及び信用力につきましては、融資機関の住宅ローンの仮審査終了のお知らせが事業費を超過しているということで、適当と判断しております。

申請にかかる用途に遅滞なく供することの確実性につきましては、事業計画書、土地利用計画図等が添付されており、平成29年9月15日に着工ということで、適当と判断をしております。

計画面積の妥当性につきましては、個人住宅の建設面積基準でございますけれども、500㎡を下回っているため、適当と判断しております。

転用行為の妨げとなる権利を有する方はおられません。

周辺農地に係る営農条件の有無につきましては、申請地の土地形状を変えることなく現状のまま宅地として利用できるため、工事による土砂の流出はないということでございます。

また、土地の境界から十分離れて建設するというので、日照・通風・耕作等に被害を与えることはないということでございます。

その他、生活雑排水及び汚水については公共下水道へ、雨水は道路側溝へ放流するというのでございます。

以上で、受付番号8番の説明を終わります。

濱北会長

ありがとうございました。今、事務局の説明がございました。ここで補足説明を11番の土山委員にお願いいたします。

土山委員

11番の土山です。16ページと17ページを見てもらっていいですか。

まず16ページのほうで説明します。場所はセブンイレブン梅田店、前、長洲の釣り堀があったところ。それをずっと大谷線を北上します。そうしますと、一つ目の信号がありますね。ちょっとのぼったところ。この斜線を引いてあるところと、右側の何も引いていない空白のところ、これは1枚ものです。この1枚ものを今回は約半分、農地転用が出るということです。これは、私が定年してからずっと管理してやっていたとですよ、今まで。それから、起こすのもせからしくなって、あと私が、もう起こすばかりでもあれやけん、起こしてから今度は麦ばつくることになったですたい。なるたけ起こさんでよかごとです。麦つくったって、今度はまだ草が生えるけん、コスモスですね。コスモスばつくて。ということで、周りは高級住宅地になって、全然支障はないと思います。

審議のほど、よろしく申し上げます。

濱北会長

ありがとうございました。ただいま、事務局と地区担当委員の補足説明がありました。この件について、何か御意見はございませんか。

ありません の声有

濱北会長

なければ、賛成の方の挙手をお願いいたします。

賛成者挙手

濱北会長

ありがとうございました。全員賛成ですので、受付番号8番は原案どおり許可相当として県知事に意見を送付いたします。

次に進みます。受付番号9番です。よろしく申し上げます。

事務局

それでは、受付番号の9番でございます。

申請人でございますけれども、借借人が熊本市の法人、賃貸人が下東区の方でございます。

申請地の所在でございますけれども、大字長洲字前濱2452番の2になっております。

地目・現況ともに畑、地積は393㎡でございます。

申請理由といたしましては、コインランドリーの建設で、施設面積は66.42㎡になっております。

申請地の農地区分につきましては、都市計画法に定められている用途地域になっておりますので、第3種農地として判断しております。

資力及び信用力につきましては、融資機関の残高証明が事業費を超えているため、適当というふうに判断しております。

申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性につきましては、事業計画書、土地利用計画図等が添付されており、平成29年9月1日着工の予定ということで、適当と判断しております。

計画面積の妥当性につきましては、コインランドリーの建設になっております。

転用行為の妨げとなる権利を有する者はおられません。

周辺農地に係る営農条件の有無につきましては、隣接地へ土砂流出がないよう境界に土どめ、擁壁をするということで、土砂が流出しないように留意されるということをごさいました。

付近の農地への捨て石、粉じん並びに日照等による耕作の被害は生じないとのことですが、万が一被害が出た場合は責任を持って対処するというごさいました。

その他、生活雑排水及び汚水については公共下水道へ、雨水は道路側溝へ放流するというごさいます。

以上で、受付番号9番の説明を終わります。

濱北会長

ありがとうございました。事務局の説明が終わりましたので、補足説明を地区担当委員で9番の長谷川委員をお願いいたします。

長谷川委員

9番の長谷川です。ただいま説明がありました受付番号の9番について説明します。

まず場所は、長洲小学校の方向へ進んで行きますと、ちょうど長洲荒尾線があります。その信号のすぐ角のところに、ちょうど今年の8月に長洲町の競売がありまして、その農地転用があったところのすぐ裏側になります。皆さん記憶に新しいと思いますけどですね。そこがちょうど今現在は耕作放棄地になつるところでございまして、何ら支障はないと思います。

内容につきましては、事務局より説明がありましたとおり、上下水道もありますし、側溝もあるし、隣の人に迷惑をかけるようなことはないと思いますので、皆さん、よろしく審議をお願いします。

以上です。

濱北会長

ありがとうございました。事務局と補足説明が終わりました。この件について、何か質疑、質問等はないですか。

ありません の声有

濱北会長

なければ、賛成の挙手を求めます。

賛成者挙手

濱北会長

全員賛成。ありがとうございました。受付番号9番は原案どおり許可相当と

事務局

して、県知事に意見を送付いたします。

次に進みます。受付番号10番です。よろしく申し上げます。

受付番号10番でございます。

申請人でございますけれども、譲受人は清源寺区の方、譲渡人は向野区の方でございます。

申請地の所在でございますけれども、大字宮野字東屋敷22番の3でございます。

地目・現況ともに畑、地積は336㎡になります。

申請理由といたしましては、個人住宅の建設で、施設面積121.52㎡になります。

申請地の農地区分につきましては、第1種、第3種ともに該当しないため、広がりもなく、農業公共投資の対象になっていない小集団の生産性の低い農地として第2種農地として判断をしております。

資力及び信用力につきましては、ハウスメーカーからの貸付証明書が添付されており、貸し付け額につきましては融資機関の残高証明書が事業費を超えているため、適当と判断をしております。

申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性につきましては、事業計画書、土地利用計画図等が添付されており、平成29年9月1日に着工予定ということで、適当と判断をしております。

計画面積の妥当性につきましては、個人住宅の建設であり、個人住宅の基準面積500㎡を下回っているため、適当と判断をしております。

転用行為の妨げとなる権利を有する方はおられません。

周辺農地に係る営農条件の有無につきましては、土砂等の流出を避けるため土どめを設置するという事で、造成後は隣接地へ土砂の流出がないように留意し施工されるということでございました。施工においても細心の注意をされるということで、万が一、被害が出た場合は転用者が自己責任において補償するという事で、万全の対策を講じるということで適当と判断をしております。

その他、生活雑排水及び汚水については公共下水道へ、雨水は道路側溝へ放流するという事でございました。

以上で、受付番号10番の説明を終わります。

濱北会長

ありがとうございました。事務局よりただいま説明がありました。補足説明を地区担当委員の14番増岡委員に申し上げます。

増岡委員

14番増岡でございます。20ページと21ページの地図をごらんください。

大野下に行く道路、散髪屋さんがあったり、折地に曲がる道のその手前のほうでございます。これは28年の2月末に、ここの隣、この指のあるところですね。その指のあるところが審議されたところです。3等分して真ん中のところが今度売られるということで、指のあるところは去年の2月に申請をしております。ここの入り口でございますが、七社宮と書いているところに点々があって、下にも段があって、同じような畑がありますけれども、そこから入り口の道路をつくってあります。これは、一番端っこのほうを売るときに道路をこし

らえております。入り口は心配ありません。

そして、2番目ですから、一番奥の分に続けて住宅が建つというところで、何らあれはないんですけどね。

濱北会長 ありがとうございます。何か御意見等はございませんか。
 どうぞ。

池本委員 この位置図を出すとき、今の話を聞きよると、もう22の4は家の建つとと
 でしよう。

事務局 建ってないです。

池本委員 建つとらんとね。

事務局 まだ建ってないです。

増岡委員 まだ建ってない。

池本委員 でも、ここはもう許可しとるでしよう。

事務局 許可は出とつです。ちょっと遅れて、今から着工という話を聞いています。

池本委員 これはもう畑じゃないわけですよ。

事務局 はい。

池本委員 道路も畑じゃないわけですよ。

事務局 道路も畑じゃない。

池本委員 見て、これ、畑、畑で前はわからんやっけん、事務局はもう少し、これは
 もう既に転用できとるなら、図面もやっぱり変えとってもらわんといかんな。

事務局 済みません、これが今まで多分議案書の中に地目って出てきてなかったと思
 うんですよ。この前の町のGISのシステム改修で地目だけ出せるようにな
 ったんですよ。で、今載せているんですよ。ただ、町のGISの地目変更も毎
 回毎回随時変えることができないので、年度末に一括修正なんですよ。

池本委員 そりゃそうばってん、議案書に出すときに、うそのやつを出したことになる
 でしようもん。

事務局 ただ、うちもその地目がもう宅地になったというのが、現況は物が建たなけ
 れば宅地にならないし、その前の22の5についても、ここの地目変更登記もこ
 この前しに行ってるはずなんですよ。なので、まだ地目変更登記をされているか、
 されていないか、こちらでもわかっていない状態なんですよ。

池本委員 じゃあ、そがん理屈ばかり言うんなら、出す前にここはこうですよって、
 何で内容を説明せんかい。

事務局 許可済みってことですか。

池本委員 そうでしょう、議案書に出すならば。そがんぐずぐず言う必要なかやんか。
 うそんとを出しとつとやけん。そがん言うごたなら、説明のときに、事務局長、
 あなたがここは今日訂正ができないけれども既に道路ですということは何で
 言わんか、そんなら。家でこれを見とつて、何でここだけ畑になつとつとかな、
 畑と道はどこにあつとかな、多分ばってん、真ん中、ここは四、五メートルぐ
 らいとつてあるということは、道路やろうつて思つたばってんですね。訂正が
 できんなら、こんなところ手書きで訂正でくつとやけん。

事務局 はい。

池本委員 そがん理屈ばっか言うけんたい。理屈やなかでしようが。議案として出すなら正確なもん出さんなんたい。そして、それができんならば、訂正ばせんならば。

事務局 そうですね。

池本委員 手書きででくっとやろうやけん。

事務局 そこだけ手書きですれば。はい。

池本委員 それがほんまもんの議案書たい。

事務局 おっしゃるとおりですと申します、私も。ちょっとここは、うちの配慮が足らず……。

池本委員 いろいろそがんとこまで配慮せんならば。家で見とってな、俺は見て、これは道路はどげんなっとうかと思って見たが、多分ばってん、ここが畑やけん、道路やろうと。分筆してやっとうけん、それで畑、畑って書いてあるけん。今聞くとそがんでしよう。それならば、正式な議案書として出すなら、手書きで訂正してよかわけよ。何でそれでいつまでもぐずぐず言わなんならんか。農業委員会をなめとうとたい。

事務局 済みません。そこは……。

濱北会長 今の池本委員の話、わかりました。図面がなければ、この議案書だけでも手で書くようにして、今後はそのようにいたします。

 ほかに何か御意見ございませんか。

 どうぞ。

徳山委員 この農地、宅地の地図は法務局からいただくんですか。地目が変わったという。

事務局 法務局からは来ます。。

徳山委員 だから、1年に1回と。

事務局 そうですね。書きかえるのも全部1年分を書きかえるもんですから、随時はなかなかちょっと。

池本委員 手書きでもしてもらわんといかんね。

事務局 そうですね。手書きで。おっしゃられるとおり。

濱北会長 要するに、この場だけでもよかだけんですね。ここだけでよかだけんが。

事務局 ここだけでも。ここはもう変わっていますよというのが委員の皆さんにわかれば、もうそれでいいと思いますので。

濱北会長 今後はそうします。

 ほかに御意見ございませんか。

 ありません の声有

濱北会長 なければ、賛成の方の挙手をお願いします。

 賛成者挙手

濱北会長 全員賛成。ありがとうございました。受付番号10番は原案どおり許可相当として県知事に意見書を送付いたします。

 次に進みます。22ページです。

 議案第26号「農用地利用集積計画(案)の決定について」を議題といたしま

す。

事務局

事務局より説明をお願いします。

議案の第26号でございます。農用地利用集積計画（案）が定められましたので、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により決定を求めるものでございます。

今回の申請につきましては、25ページを見ていただけますか。

賃借権が2件8筆あります。こちらのほうが、合計で9,389㎡。

次に、ページが飛びまして、27ページ。

こちらのほうが所有権の移転でございます。1件1筆2,715㎡となっております。

なお、23ページには期間ごとの面積集計、24ページには借り手の集計、26ページには移転者の集計となっております。

以上で、簡単ではございますけれども、議案第26号の説明を終わります。

濱北会長

ありがとうございました。ただいま、事務局より説明がありました。この件について何か質問等はないですか。

ありません の声有

濱北会長

なければ原案のとおり承認をしてよろしゅうございますか。

異議なし の声有

濱北会長

ありがとうございます。議案第26号は原案どおりに決定いたします。

以上で本日の提出議案は全て終了いたしました。

委員の皆さんからその他の件で何か質問等はありませんか。

どうぞ。

池本委員

農地調査、どこも終わったと思いますけれども、これをしていて、耕作放棄地が他人に与えている迷惑が相当あるようです。過去には、家に竹あたりが倒れてきても、手で切って焼却してもよかったけれども、今、切っても焼却もできないということで、非常に迷惑しているということでありました。それで、私はずっと前から耕作放棄地の特に赤、それもいわゆる地権者が町内にいない人には、特にそういった迷惑がかかっているということを知り出す必要があるんじゃないかということを知りましたけれども、そういったことを今まで通知してないんですよ。それで、非常に迷惑がかかっているということを知りました。ほかの地区も私は同じだと思います。だから、せっかく我々が暑い中に回って農地調査をしたその結果、その後の対応をしっかりとって、そういうことの方策をとってほしいと思います。特に、地区外の方、それも樹木とかが大きくなってどうにもならんところをしてほしいと思います。

それともう一点は、許可するときに問題になった向野踏切横の、その先に耕作放棄地があるんですね。あれを下のハウスの方が今度全部切ったわけなんですよね。切ったけんが、その下の水路は腹赤の農地保全隊の範囲内ですよ。だから、上げてやろうかと思うばってん、結局、重機が入っていかんわけですよ、上は。もうブロックばついでしもうたけん。

それは当初から、向こうまで買ってくださいとかいう話はここでも出たです

よね。そういったことで、早速迷惑がかかって、どうにもならずにおるわけなんですよね。ああいったものはほんとう、手前はきれいになったけれど、先は行かれんわけですよね。どうしますかね、あがんところは。

増岡委員
池本委員

ほんとうね。

もう手間かけてあれを切ってくれたっやんな。切ってくれた現場見に行った。多面的機能でも何とか対応とってやろうかと思うばってん、今度重機が行かんわけですよね、ブロックついだもんで。そうすると、JR線のほうの敷地にしても、こう段のあるわけですよね。JRのほうに相談して、向こうば削って重機を入れるか、それとも、してあるブロックを壊すか。壊してでも入っていくかせんなでけんちゅうことで、非常に問題になつととですよ。どがんかならんかな、あんた。もう最初からわかっとったことですよ。手前をきれいにすれば先に行かれんですよ。それをそのまま許可出したもんだけんですね。あんなら許可さんかったらよかつたなちゅう感じですよ。許可出すことによって、少しでも耕作放棄地が減るならということで我々も渋々納得したばってん、もう早速迷惑かかるとるわけですね。

事務局

結局、2筆に分かれとったけんでしょうね。1筆ならよかつたんですよ。たしか、2筆に分かれとっけん、でけんて言いよったもんね。

池本委員

それ、耕作放棄地がますます悪くなるばかりじゃんな。どがんするんですか。そういったことを解決してやるのが農業委員の仕事じゃなかつたかな。ちょっとこれは、何かないんで、また事務局のほうでも検討しとってよ。

事務局

これというのが、ちょっと今ないんで、ちょっといろいろ……、いろいろちょっと聞いてみます。

池本委員

それともう一点。農地調査しよって、500㎡までしか宅地として許可せんわけですよ。もともと土地は300坪、1,000㎡ありましたよ。それを分筆して、いわゆる500宅地にしましたと。あと500残っています。その500を今もう無断転用しとつとが幾つもあったもんな。あとはその500を庭にしたり、車庫にしたり、何かしとつとこがっぱいあるわけですよ。これはどこでんしとると思うんですよ。そういったものは、おそらく税務課が宅地並み課税で課税しとつとつと思うわけですよ。そういったものは、結局、今、赤を山林に返すよりも、もう広くても宅地に認めるといような方法をしてもらわんと、我々が調査に行っても、どこからどこまでが宅地やったのか全然わからんわけですよ。おそらく、どこでもそんなのあると思うとですよ。1反ありました、許可がおりらんけん、150坪だけ宅地で許可しました。残りに後から車庫をつくるとか、そこを庭にして庭石を置くとか、樹木を植えるとかして庭に使うとか、今度は小屋を建てるとか、いわゆる違反ですよ。ただし、そういった形でも、税務課がしっかり宅地並み課税しとつとつというとなら、農業委員会が、いつまでも農地としてじゃなくて、やっぱり転用してやるべきじゃなかつたかと思うんですよ。これは詳細調べるなら、相当あると思うとですよ。我々が見ても、どこからどこまでかわからんもん。徳山さんと二人でな、どこからどこまでかようわからんたいな、こん小屋も後のほうに建てとつとごたるなちゅうこととかあるもん

な。

結局、調査やけん、調査した後をどうするかという基本的なもんをちょっと出してもらわんといかんと思いますね。そこら辺も検討しとってください。

事務局
濱北会長
増岡委員

ちょっとそこら辺は考えておきます。

ほかにありませんか。

済みません。女性農業委員がどんな活動したかということをお報告いたします。

7月20日に農山漁村の役員の会があって、研修会がありました。その後、7月28日は玉名市役所で玉名農業委員会の総会と研修会がございました。そのときには、濱北会長と事務局と松野さんと私の4人で行ったんですけれども、私は今まで報告なんかはしなかったけど、すべきですって、こんな活動しましたよというのはちょっといいですよということで、簡単なんですけれども、報告させていただきます。

荒尾市が今まで女性農業委員の方がいらっしゃらなかったけれども、7月20日ですかね、19日ですかね。

事務局
増岡委員

20日です。

20日ですよ。ちょうど20日に二人指名というか、されたので、二人とも28日に参加されておりました。今まで荒尾からは、かなり前は一人いらっしゃったんだけど、体のぐあいが悪くて、大きな市だったんだけど女性がいなかったというところで、二人受けられました。これからは女性の出番ですって言われたんですけれども、女性も男性も同じようなつもりで一生懸命すればいいかなと思います。

荒尾市の方は、一人は農協関係の方でしたよね。JAの関係の方で、一人は食育関係、食べ物関係のほうで活躍されている方でした。今後、どのような活動をされるのか、私たちも勉強していきたいと思った次第です。

長くなりますので、割愛いたします。

いろいろ女性に期待されておりますけれども、そういうふうなことで、女性はかなり出番が多いなと思いました。研修会なんかも独自にしていますし、28日はいろいろ食育についての研修でした。そういうふうなこととか、体に安全でというふうな話とか、かたい話が多かったんですよ。最後にちょっとお願いしますって言っていたんですけど。食育の5カ年計画の何とかかかんとかって難しいお話が多かったんですけれども、要は、農業の生産性を高めて、そして体によい食事をとってくださいというお話でございました。

済みません、短いんですけど、以上、終わります。

濱北会長
池本委員
濱北会長

お疲れさまでした。

女性の農業委員の出方が、我々の10倍ぐらいあって。多か多か。

ほかになければ、事務局から報告をお願いします。

(その他事務局説明)

1. 「平成29年7月九州北部豪雨」災害義援金の募集について
2. 農業委員候補者の状況について
3. 最適化推進委員について
4. 農地利用状況調査について

濱北会長
事務局

ありがとうございました。これもちまして、平成29年度第5回長洲町農業委員会定例会を閉会いたします。

起立。礼。

閉会(終了 午前11時9分)

以上、会議録の顛末を記録し、相違ないことを証するため、ここに議長と共に署名する。

議 長 _____ 印

署名委員 _____ 印

署名委員 _____ 印